

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 29 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: MAINTAINING INTACT STABILITY - REMINDER

Date: 6 October 2020

米国沿岸警備隊(USCG)は先月9月8日、ジョージア州ブルズウィックで船体復原力喪失の結果、転覆した自動車専用船”GOLDEN RAY”(マーシャルアイランド籍船)の公式調査の為に公聴会を開きました。弊局もUSCGと共同調査の為にこの公聴会に参加しました。本件についての調査は継続中ですが、「非損傷時復原性」確保の為に現行要求及び(適合の為に)推奨手法について、弊国籍船(運航者の皆様)への注意喚起として本船舶安全通知書を発行致しました。

1. 船体復原性

- a. (本船)出港前及び航海中、船体復原性が正しく計算され、関連する復原性(基準を記した本船搭載)図書(安全)基準適合確認は全ての船舶にとって大事な作業ですが、特に自動車専用船、ローロー船、穀類や原木輸送を行うバルク・キャリアーでは必須です。弊局発行船舶安全通告書MN No. 2-015-1に於いても貨物積み込み終了後、出港前に船長が船体トリム、復原性を決定、安全基準適合を確認し、記録することを求めています。
- b. 船体復原性に関して責任を負う全ての船長及び職員は”Stability Instrument”(注:参照)(本船の多様な積み付け状態に対する復原性の計算、安全基準への適合、不適合を示す船上計算機器)使用について訓練を受け、(其の機器使用に)習熟している事。更に職員の母国語で書かれた簡便な機器使用説明書を搭載。
- c. 全フリート船に係る復原性不足由来の事故調査はその要因として不正確な貨物重量を(復原性計算に)使用していた事を示しています。船舶と(その安全)運航に備え、船積みする貨物の実際の重量を復原性計算に使用し、不正確な復原性計算を避ける為、(積載)貨物の見積もり重量を鵜呑みにし、計算に用いる事は避けるべきです。

注: 弊局船舶安全通告書 MN No. 2-015-1 では、”stability instrument”を本船の多様な積み付けに対して、都度、非損傷時(及び損傷時)復原性を計算し、結果が本船搭載の”Stability Booklet”基準に適合しているか否かを示す機器本体・計算プログラムを指します。通常”Loading Computer”(積み付け計算機)と呼ばれます。

- d. 船種、或いは交易ルートによって、二重底タンク内のバラスト水を残すことでプラスGM値(十分な復原性)を確保。
- e. 出港前、全ての水密部開口は“閉”の状態に保つ。

MSA No. 29-20J

2. 船長責任

- a. 弊局海事規則(MI-108), 2.11.3項に従い、本船が適用されるべき国際法、国内法に準拠していることを確認、把握するのは船主及び船長の責任です。船長責任として「本船(の状態)が常に(標準積み付け状態、或いは復原性算定後の状態が安全基準値内に収まっている事を確認できる)stability bookを満たしている」事を確認、(自身以外の)職員が復原性計算を行った場合、計算の正確性、復原性基準への準拠を必要な範囲内で、確認される事を推奨します。
- b. 又、弊国籍船舶船長は弊局海事規則(MI-108), 7.41.1(a)項にて、乗客、職員、船員、貨物、本船及び海洋環境の安全・保安の為最善を尽くす為の全権・決定権が与えられており、出港前、貨物積み込み完了後の復原性に係る確認もこれに含まれます。

3. 会社監督

- a. 単独、又はそれ以上の乗組員が復原性基準適合確認を怠った事で、復原性不足による事故が度々起こっていることが確認されています(これは世界中で起こっています)。もし会社側管理項目に「管理船の復原性適合に係る会社側管理者による定期的な監査」が組み込まれていない場合は、これを組み入れ定期監査の対象とされる事を強く推します。
- b. 又、船主及び、管理者は本船搭載の復原性計算機使用法について、船長及び、担当職員向けの(本船搭載機器)初期慣熟訓練に含まれている事を確認して下さい。

陸上及び船上定例安全会議で(同類事故防止の為)本安全通知書及び、Marine Notice No. 2-015-1 “Intact Stability, Damage Stability, and Strength of Vessels“をご参照下さい。